

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

1週間前に安全をシミュレート
作業者と監督者が双方向で議論
IHIプラント建設

ニュース

請負人の「調整役」選任を
中災防 自動車製造業へマニュアル

トップ&キーマンいんたびゅう

専門分野の糾合でニーズに適した支援を
中災防理事長 関澤秀哲さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2156

2012

2 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21静岡会
伊藤社会保険労務士事務所

所長 伊藤彰彦

第123回

ケアマネージャーが介護認定に訪問した家庭で転倒し骨折

■ 災害のあらまし ■

N社は、介護事業を行う事業者である。N社に勤務する介護支援専門員（通称ケアマネージャー）のAさんは、居宅サービス計画を作成し、他の介護サービス事業者との連絡調整などの業務をするために施設利用客の自宅を訪ねては介護認定の書類を作成していた。

最近、多くの家庭ではソファやイスでの聞き取りが多かったが、Bさん宅においては畳の上に座りながら、利用希望者であるBさんからどのような介護サービスを希望するか面接や個別支援計画の見直しなどのやり取りを行った。

日常、正座することが少なくなってきたこともあり、お客さんの前で足を崩すのは失礼と思い我慢していたが、その日はBさんの介護状況の聞き取りや、個別支援計画の見直しに1時間ほどかかってしまったため、聞き取りが終了し立ち上がろうとした際、足がしびれていてそのまま何物にも触れることなく、その場に転倒、足首を骨折した。

■ 判断 ■

Aさんは通常の勤務中であり、会社の指揮命令に従いBさん宅においてケアマネージャーとしての勤務をしていたことは事実である。

ところが、転倒した原因が「足のしびれ」であることに加え、さらに何物にもぶつかっているわけでもなく、足首をひねっただけであるため、労働基準監督署長は業務外と判断した。

■ 解説 ■

まず、労災の適用を受けるか否かの判断

は、業務起因性と業務遂行性が立証できるか否かである。そこで、まず業務遂行性が一般的に認められるケースをいくつか挙げてみる。

(1)事業主の支配下であり、かつその管理（施設管理）下において業務に従事している間に生じた災害。

(2)事業主の支配下であり、その管理下にあるが、業務には従事していないときの災害。

(3)事業主の支配下にはあるが、その管理を離れて、業務に従事している時の災害。

本ケースの場合は、施設利用者宅という施設外での業務であるが、上記の(3)に該当する。

いわゆる出張と同じように事業主の命を受け事業場を離れている訳であるから、命令の範囲内において事業所へ戻るまでの間、包括的に支配下にあると理解されるべきである。

一方、業務起因性の問題であるが、本件の足首骨折という負傷と業務との間にどのような因果関係があるかという点である。

業務起因性が否定される代表的ケースをいくつか挙げてみる。

①恣意行為（労災給付を受けるために、わざとケガをするケース）

②私的（逸脱）行為（昼の休憩時間に職場の仲間とグラウンドでキャッチボールをやっていて、その際ボールが目にあたりけがをしたようなケース）

③天災地変（労働者の就業中に、地震が起こって、労働者が負傷した場合のケース）

④第三者の故意による加害行為（刃物を持った乱入のようなケース）

⑤規律違反行為（飲酒運転などによって起こった事故）などが掲げられる。

そこで、今回のケースを労基署長の判断



に従って否認要件例にあてはめて考えてみることにする。

足首の骨折の原因である長時間の正座による「足のしびれ」については、日常私生活行為においても起こりえる事象であり、正座という労働者の行為が、介護プラン作成という業務に必要な不可欠または合理的な行為ともいえない。

また、何かの施設物に接触したり、施設の欠陥を原因とした事故でもないため、単なる転倒では私的行為として、業務起因性を認めることはできないとして業務外と判定された。

ここからは私見であるが、一般的に約1時間にわたって正座をしていれば、血行障害という「足のしびれ」を原因とした感覚麻痺として、医学的所見がえられるように思われる。

また、感覚のない状況で立ち上がれば、当然体重により過度の負荷が足部にかかり、業務遂行中に突発的な出来事として生じたものとしての負傷と考えることも可能であろう。過去裁判事例から、「めまい」を原因としての転倒・負傷を業務上との判決もあり、判定が微妙な事案であると考えられる。